

平成30年度名古屋市教育委員会第45号議案

教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則及び名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の題名を「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則」に改めます。
- (2) 休憩時間を45分とする職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の時限を選択制とします。

区分	改正前	改正後（①又は②を選択）	
		①	②
勤務時間の割振り	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	午前 9 時00分から 午後 5 時30分まで
休憩時間の時限	正午から 午後 0 時45分まで	正午から 午後 0 時45分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで

- (3) 子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期付職員が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り等を、学校の教員について校長がそれぞれ定めていることと同様に、同室長が別に定めることとします。
- (4) 組織改正に伴い、規定を整理します。

2 施行期日

平成31年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則及び名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則及び名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則

(教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部改正)

第 1 条 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名中「教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員」を「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員」に改める。

第 2 条第 1 項中「次の各号に掲げる職員（教育長が別に定める基準に該当する職員を除く。）」を「条例第 8 条に規定する勤務をさせる見込みがないと教育長が認める職員」に、「割振りは 1 日について」を「割振りは、」に改め、「午前 8 時45分から」の次に「午後 5 時15分まで又は午前 9 時から」

を、「において」の次に「1日」を加え、「1日について1時間」を「、45分」に改め、「週休日は」の次に「、」を加え、同項各号を削り、同条第2項中「職員の休憩時間の時限は、」を削り、「受ける職員」の次に「の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前8時45分から午後5時15分までの場合」を加え、「午後1時まで、その他の職員にあっては正午から午後0時45分」を「午後0時45分までとし、午前9時から午後5時30分までの場合にあっては午後0時15分から正午」に改め、同条第4項中「本条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に規定する職員以外の職員の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。

別表中「学校教育部」を「指導部」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期付職員が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り並びに休憩時間及びその時限並びに週休日は、この表にかかわらず、各職員について子ども応援委員会制度担当部子ども応援室長が定める。

(名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正)

第2条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育部」を「指導部」に改める。

第4条の2第1項中「次の各号に掲げる職員（教育長が別に定める基準に該当する職員を除く。）」を「職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第8条に規定する勤務をさせる見込みがないと教育長が認める職員」に、「割振りは1日について」を「割振りは、」に改め、「午前8時45分から」の次に「午後5時15分まで又は午前9時から」を、「において」の次に「1日」を加え、「1日について1時間」を「、45分」に改め、「週休日は」の次に「、」を加え、同項各号を削り、同条第2項中「

職員の休憩時間の時限は、」を削り、「受ける職員」の次に「の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 5 時15分までの場合」を加え、「午後 1 時まで、その他の職員にあっては正午から午後 0 時45分」を「午後 0 時45分までとし、午前 9 時から午後 5 時30分までの場合にあっては午後 0 時15分から正午」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に規定する職員以外の職員の休憩時間の時限は、正午から午後 1 時までとする。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

1 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
<u>名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則</u> （勤務時間の特例等） 第2条 <u>条例第8条に規定する勤務をさせる見込みがないと教育長が認める職員</u>の勤務時間の割振りは、<u>午前8時45分から午後5時15分まで又は午前9時から午後5時30分までの間において1日7時間45分とし、休憩時間は、45分とし、週休日は、日曜日及び土曜日とする。</u> 2 前項の規定の適用を受ける職員<u>の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前8時45分から午後5時15分までの場合</u>にあつては正午から午後0時45分までとし、午前9時から午後5時30分	教育長及び<u>名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則</u> （勤務時間の特例等） 第2条 <u>次の各号に掲げる職員（教育長が別に定める基準に該当する職員を除く。）</u>の勤務時間の割振りは<u>1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とし、休憩時間は1日について1時間とし、週休日は日曜日及び土曜日とする。</u> <u>(1) 業務の性質上、休憩時間を確保することが困難となる可能性がある職員</u> <u>(2) 前号の職員と一体となつて業務を行う必要があると教育長が認める職員</u> 2 <u>職員の休憩時間の時限は、前項の規定の適用を受ける職員にあつては正午から午後1時まで、その他の職員にあつては正午から午後0時45分までとする。</u>

までの場合にあつては午後 0 時15分から正午までとする。

3 前 2 項に規定する職員以外の職員の休憩時間の時限は、正午から午後 1 時までとする。

4 業務の性質上、条例第 2 条第 3 項、第 3 条又は第 4 条第 1 項及び規則第 1 条第 1 項若しくは第 2 項又は前 3 項の規定によることができない職員（次項の規定により教育長が定める者を除く。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限は、別表のとおりとする。

5 施設の開設準備その他の臨時的事由により条例第 2 条第 3 項、第 3 条又は第 4 条第 1 項及び規則第 1 条第 1 項若しくは第 2 項又は本条第 2 項若しくは第 3 項の規定によることができない職員並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。この場合において、その者の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は室の長が定める。

別表（第 2 条関係）

職員の 範囲	勤務時間の割 振り		休憩時間 及びその 時限	週休日
(略)				
指導部 指導室 に所属	A	1 日に ついて午 前 8 時30	休憩時 間は 1 日 について	日曜 日及び 土曜日

3 業務の性質上、条例第 2 条第 3 項、第 3 条又は第 4 条第 1 項及び規則第 1 条第 1 項若しくは第 2 項又は前 2 項の規定によることができない職員（次項の規定により教育長が定める者を除く。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限は、別表のとおりとする。

4 施設の開設準備その他の臨時的事由により条例第 2 条第 3 項、第 3 条又は第 4 条第 1 項及び規則第 1 条第 1 項若しくは第 2 項又は本条第 2 項の規定によることができない職員並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。この場合において、その者の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は室の長が定める。

別表（第 2 条関係）

職員の 範囲	勤務時間の割 振り		休憩時間 及びその 時限	週休日
(略)				
学校教 育部指 導室に	A	1 日に ついて午 前 8 時30	休憩時 間は 1 日 について	日曜 日及び 土曜日

する一般職の任期付職員		分から午後 5 時までの間に おいて 7 時間 45 分とする。	45 分とし、その時限は正午から午後 0 時 45 分までとする。	とする。
	B	1 日について午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間に おいて 7 時間 45 分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	
備考 <u>子ども応援委員会制度担当部子ども 応援室に所属する一般職の任期付職員 が宿泊を伴う業務に従事する場合にお ける勤務時間の割振り並びに休憩時間 及びその時限並びに週休日は、この表 にかかわらず、各職員について子ども 応援委員会制度担当部子ども応援室長 が定める。</u>				

所属する一般職の任期付職員		分から午後 5 時までの間に おいて 7 時間 45 分とする。	45 分とし、その時限は正午から午後 0 時 45 分までとする。	とする。
	B	1 日について午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間に おいて 7 時間 45 分とする。	休憩時間は 1 日について 1 時間とし、その時限は正午から午後 1 時までとする。	

2 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（所属） 第 1 条 名古屋市子ども適応相談センター（以下「センター」という。）は、<u>指導部</u>に属する。 （勤務時間の特例等） 第 4 条の 2 <u>職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 48 号）第 8 条に規定する勤務をさせる</u>	（所属） 第 1 条 名古屋市子ども適応相談センター（以下「センター」という。）は、<u>学校教育部</u>に属する。 （勤務時間の特例等） 第 4 条の 2 <u>次の各号に掲げる職員（教育長が別に定める基準に該当する職員を除く。）の勤務時間の割振りは 1 日</u>

見込みがないと教育長が認める職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時45分から午後 5 時15分まで又は午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 1 日 7 時間45分とし、休憩時間は、45分とし、週休日は、日曜日及び土曜日とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、勤務時間の割振りが午前 8 時45分から午後 5 時15分までの場合にあつては正午から午後 0 時45分までとし、午前 9 時から午後 5 時30分までの場合にあつては午後 0 時15分から正午までとする。

3 前 2 項に規定する職員以外の職員の休憩時間の時限は、正午から午後 1 時までとする。

について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とし、休憩時間は 1 日について 1 時間とし、週休日は日曜日及び土曜日とする。

(1) 業務の性質上、休憩時間を確保することが困難となる可能性がある職員

(2) 前号の職員と一体となって業務を行う必要があると教育長が認める職員

2 職員の休憩時間の時限は、前項の規定の適用を受ける職員にあつては正午から午後 1 時まで、その他の職員にあつては正午から午後 0 時45分までとする。